



経済・社会政策と制度派経済学(3) :
現代制度派経済学序説(2)

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2009-08-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 上村, 雄彦 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.24729/00001725

経済・社会政策と制度派経済学 (3)

——現代制度派経済学序説 (2)

上 村 雄 彦

VIII. 生存上の社会的最低限と実質的合理性

はじめに

以上で E.S.M に関する考察を終了し、次に当初に述べた様に Kapp の経済学的思考における E.S.M の意義役割如何をそれと実質的合理性 (substantive rationality) との関連という視角から考察することにしたい。なお、実質的合理性の追求を重視するということは、Rational Humanism の属性であるから、このような考察は Rational Humanism というものの理解を深める上でも役立つであろう。*

※VII, VIII, に関する主要参照論文

K.William Kapp

- I 「経済学における人間性の回復」(カッパ「環境破壊と社会的費用」柴田, 鈴木訳, 岩波書店, 1975, 所収, なお, 原論文は *Nationalökonomie und rationaler Humanismus*, *Kyklos* XXI, No. 1, 1968, pp. 1—25 であるが, 邦訳を利用している。
- II “*Social Costs and Social Benefits—A Contribution to Normative Economics*”, In E.V Beckerath and H.Giersch (eds), *Problem normativen Oeknomik und der wirtschaftspolitischen Beratung*, Verein für Sozialpolitik, Berlin : Duncker&Humblot, 1968, pp. 183—210, Reprinted in *Hindu Culture, Economic Development and Economic Planning in India*, Bombay London : Asia Publishing House, 1963, 220 pp (邦訳, 「環境破壊と社会的費用」所収)。
- III “*Economic Development in a New Perspective : Existential Minima and Substantive Rationality*” *Kyklos* XVⅢ, No. 1, 1965, pp. 49—79 (邦訳「環境破壊と社会的費用」所収)。
- IV “*On the Nature and Significance of Social Cost*” *Kyklos* XXII, No. 2, 1969, pp. 334—47 (邦訳「環境破壊と社会的費用」所収)。

1. 以下実質的合理性とは何かを形式的合理性 (formal rationality) との対比において明らかにしながら提起せる問題を考察することにしよう。なお実質的合理性と形式的合理性の違いについては、我々は既に拙稿、現代制度派経済学序説(1) (大阪府大経済研究, 昭和58年 8月 p. 23~25) でその要点の説明を与えてはいるが、それだけでは不十分であるから若干の重複を厭わず、ここで改めて Kapp の所論をとりあげることにしたい。

(i), ① 人間は何かを極大化する—そしてこの何かを効用と名付ける—という仮定に基づく形式論理は行動の具体的な目標を全く曖昧なままにしておくこと A. Rapoport は述べているが、全くそのとおりである。換言すれば新しいヒューマニズム (Rational Humanism のこと, 筆者) の合理性の基準は実質的なものでなければならない。⁽¹⁾

②, ここには形式的合理性というときの形式的ということの一つの意味が明らかにされている。つまり新古典派的なミクロ経済理論における経済主体の行動 (つまり何らかの制約条件下で効用や利潤を極大化するといった行動) について、それが合理的といわれるときの合理性とは形式的合理性であるということが示唆されている。そしてその理由は次の如く考えられている。即ち、行動の目標が効用とか利潤の極大化とされているが、これだけでは行動の目標が具体的に何であるのかが曖昧なままになっており、それ故に実質性を欠除しているということが、それである。従ってここでの問題は効用や利潤の極大化が目標とされる場合には何故に行動の目標が具体的に何であるのかが曖昧であるといえるのかということになるが、この点については今迄の考察をもふまえて、次のように考えざるを得ないであろう。即ち、(i)効用や利潤の極大化が目標である場合には、消費あるいは産出せらるべき財、用役の選択はそのような目標に従属している、換言すれば効用や利潤の極大化に役立ちさえすればどのような財、用役が選択せられてもよいということになる、(ii)けれども、エッセンシャルな人間の必要を充足させるためにどのような財、用役をどれだけ産出するか等々 (更にはどのような bads をどれだけ除去するか等々) を決定する

(1) Kapp① p. 66~67, Anatol Rapoport, Strategy and Conscience New York, 1964, p. 30

ことはきわめて重要である、そしてこのような決定は既述せる E.S.M を媒介して行われねばならない、つまり E.S.M と現状との乖離を確認しそれを埋めるべくどのような goods をどれだけ産出するか、どのような bads をどれだけ除去するかということが具体的に限定せられる場合には、行動の具体的目標が明確にされたと考えうるのである（この場合には E.S.M を媒介して導出せられた目標が E.S.M の達成ということになっている点に注意されたい）、しかもこのような目標を与えられた資源の範囲内で、最小のコストあるいは犠牲で達成するということに実質的合理性の貫徹が見出されるということになる、いところで効用や利潤の極大化という目標に照らして産出せられるべき goods、除去せらるべき bads を決定する場合には、上述の如く、このような決定はこのような目標に従属していることの故に、一義性を欠き、従って曖昧さを残すことになる、がそれである。このように考えてくると形式的合理性というときの形式的ということの一つの意味は、行動の具体的目標が曖昧であるということに求めうるが、このことと並んでその意味をエッセンシャルな人間の必要従って substantive needs の充足ということへの配慮の欠除（substantive の対語は formal である）とも結びつけうると思われるのである。換言すれば仮りに形式的合理性の追求のみによって、人間のエッセンシャルな必要が充足せられるのであれば、あえて実質的合理性の追求ということを強調する必要はないであろうが、そうではないから、実質的合理性の追求ということが重要性を帯びてくるものと考えられる。⁽²⁾

-
- (2) 我々は効用や利潤の極大化を追求するという行動にあっては行動の具体的目標が曖昧であるという主張を本文の如く解釈しているが、この解釈では行動の目標を具体化するということはそれを実物的にはっきりと、つまり例えば E.S.M を介して各種の goods の産出、各種の bads の除去という様に規定するというに等置されていることを注意しておこう。なお A.Rapoport は利潤の極大化ではなく効用の極大化について述べているので、後者に限定して考えると極大化されるべき効用自体が曖昧であるということから、行動の具体的目標も曖昧であるという様な解釈も成り立ちうるかも知れない。けれども効用を極大化することも、利潤を極大化することも共に形式的に合理的な行動であるから、本文の如く解釈することが必要であると思われる。何故なら利潤自体は曖昧ではないからである。

③ ここには更に Rational Humanism の合理性の基準は実質的なものでなければならないと明言されているが、我々はこの主張を Rational Humanism の属性は、実質的合理性の追求を重視するあるいは根本に捉えるということに求めうるというものと解釈することにしたい（つまり形式的合理性の追求をただ単に拒否するということではないと考えたい）。何故ならば形式的合理性の追求をただ単に拒否し、実質的合理性の追求のみを強調することからは、市場経済の論理の合理的活用という考え方自体の否定が導出せられうるからである。市場経済の下にある経済主体はいずれにしても形式的に合理的な行動をとらざるをえないが故に、形式的合理性の追求自体を否定することは、市場経済の論理をも否定することに通じる（何らかの制約条件下で利潤とか売上高の極大化や正常なる利潤の達成とかを目標とする行動の合理性はいずれにしても形式的に合理的な行動である）のであるが、Kapp の主張はこのような極端なるところにまでは致っていないと考えられるからである。既に述べたように市場経済の論理を合理的に規制することが必要であるという考え方は、Ins. Ecs. の特徴の一つであるが、この考え方は市場経済の論理を合理的に規制しつつ、しかしそれを活用するという（それが市場経済の論理の合理的活用ということであり、この考え方は、決して、市場経済の論理の全面的否定、従って計画経済の論理の全面的肯定を意味しているのではない）をも含意しているからである。ただ、市場経済の論理を合理的に規制するに際して従って又その合理的活用の際して、E.S.M を媒介せる実質的合理性の追求という考え方を導入し、それを根本に捉えることが不可避であるということが主張せられているのである。今 E.S.M の達成を行動の目標として、現実の市場経済がそれを達成しえぬということであれば、ここに始めて合理的規制（より正確にはそれを含んだ公共当局による公共財の供給等の政策的介入）の必要が生じるということになるのであり、この点は計画経済に対しても、同様に（但し、おそらく市場経済の論理の部分的導入等の計画経済自体の改革が必要であるということになるが）妥当するであろう。

(ii) ① 形式的 (formal) とか、実質的 (substantive) とかという語はどういう意味であるか。我々は M. ウェーバーに従い量的計算や数値による勘定 (accounting in numerical terms) に関して、形式的という言葉を用いることにする。

この種の計算の原型の一つは投資の数的な収益性 (numerical profitability) を明らかにするところの資本勘定 (capital accounting) である。他方実質的合理性は一定範囲の人々が社会的行動の経済的に方向づけられた進行の中で、財や用役をどの程度十分に提供せられているか、あるいは提供されることが出来るかを測定する⁽³⁾。

② 新古典派経済理論における経済主体の行動、つまり一定の制約条件下で効用や利潤の極大化を追求する行動において、行われる計慮は、量的計算や数値による勘定といえるであろう。又実在せる営利企業の利潤極大化等々の行動に際して行われる計慮も又、量的計算や数値による勘定である。そしてこのような量的計算や数値による勘定は、市場価格あるいは税率等の市場価格に準ずる基準を介した数量化の操作と不可分の関連にあるわけである (但し効用計算は別であるが)。従ってこれらの行動の合理性は M.ウェーバーの意味での形式的合理性ということになる。他方実質的合理性は提供せられるべき goods や除去せられるべき bads の種類や数量を E.S.M を媒介して具体的に限定することと不可分の関連にあり、そのような個々の goods の産出や bads の除去を実現するに際しての所謂経済原則 (最小の犠牲で、最大の効果をあげるという) の貫徹ということであろう。なおここでいう犠牲や効果は市場価格あるいはそれに準ずる基準で測定せられうるものとは限らないということに注意しておきたい。

(iii) ① 社会的便益や社会的費用の認識はこのような形式的計算の問題ではなく、人間や社会が真に必要としているもの (actual human and social requirement) とか、現に発生している損害や有害な影響を確認するという問題である。社会的便益や社会的費用を確認するに際しては、数的な収益性とか個人や集団による限界効用や非効用といったものは役に立たない。そうではなく注意深い経験的調査を介して実質的な社会的必要物や現実に発生している社会的損害や非効率を確認することが重要である。この際、現代の豊かな社会における公共部門の貧困という現象をこのような経験的調査は見逃してはならない。教育、医療、住宅、運輸等々の分野での様々の欠乏や問題、更に今日世界で最も

(3) Kapp(II) p. 189~190, 邦訳 p. 96~97.

富裕な国においてさえ発生している都市への人口集中から生ずる様々な都市問題等々は、形式的な計算に依存せる資源配分方式のもたらした社会的不均齊の結果であり、更にはそのような資源配分がもたらす成長相関の結果である。なおここでいう成長相関とは例えば都市への人口集中とそれに対応して必要となる教育、医療、住宅、運輸等々との間の経済的技術的な相互依存あるいは相互補完関係のことである。⁽⁴⁾

② Kapp はここで形式的に合理的な行動の無批判的な受容あるいは同じことであるが、市場の論理の無制約的な貫徹は社会的便益の欠乏、社会的費用の発生に通じるとして、社会的便益の産出、社会的費用の除去といった問題と実質的合理性の追求とを次のように関連づけている。即ち、注意深い経験的調査を介して、つまり E.S.M という基準を媒介して、社会的便益の欠乏、社会的費用の発生の状況を確認する必要があること、そして更にこのようにして確認された社会的便益の欠乏や社会的費用の発生を克服するに際しては、実質的に合理性なる行動が要求せられるということ、がそれである。換言すれば Kapp は E.S.M を媒介し産出すべき goods や除去すべき bads の種類や数量を実物的に確認し、そのような goods の欠乏を埋め、bads の超過を除去することが必要であるとし、そのためには実質的に合理的な行動が求められていると述べているのであるが、更にこれらのことを社会的便益の産出や社会的費用の除去と結びつけているのである。従って我々は、次のような問題を解決することなしには、議論をこれ以上進めえぬであろう。即ち、Kapp にあって、社会的便益や社会的費用はどのように規定されているのか、E.S.M を媒介して産出すべき goods や除去すべき bads を実物的に確認することと、産出すべき社会的便益や除去すべき社会的費用を確認するということを直ちに同一視できるのであるか、あるいは E.S.M を媒介して、産出すべき社会的便益や除去すべき社会的費用の測定が可能であるのか等々の問題が、それである。ところでこのような問題の解明は当然のことながら、Kapp の社会的便益や社会的費用をめぐる所論の考察を要求しているので、本格的な考察は適当な機会にゆずり(結びを参照)ここでは問題の所在をのみ指摘するにとどめたい。

(4) Kapp(II) p. 189~190 邦訳 p. 103~104.

(Ⅳ) ① 形式的合理性の原理によっては、社会的効率の最適性を規定しえない。それどころか形式的合理性は社会的便益や社会的費用という市場外の現象を体系的に無視することの故に実質的合理性の原理と根本的に矛盾し対立してくるといえる。形式的合理性は会計原則に則って事業を進めていく企業単位の行動を説明するためには科学的虚構として有用であろう。けれどもそれは経済政策を立案するための妥当なる基準とはなりえぬものである。⁽⁵⁾

② 周知のように、厚生経済学はその発展のある段階においてはいっさいの外部効果を捨象して考察を行っていた。そして競争均衡はパレート最適でありパレート最適は競争均衡であるという厚生経済学の基本定理を導出していた。ところでこの基本定理は経済主体の形式的に合理的な行動を、つまり price taker としての経済主体が一定の制約条件下で効用や利潤の極大化を求めて行動することを、効率的資源配分（パレート最適）を達成する上で合目的なるものとする主張を含意している。従って Kapp のここでの主張はこのような厚生経済学の考え方に向けられているものと解釈することも出来るであろう。けれども外部効果を導入してパレート最適を再規定した上で、そのようなパレート最適の実現に導く過程で要求される経済主体の行動も又形式的に合理的な行動であることには注意する必要がある。以下の (A) で考察せられるようなケースではある種の租税・補助金政策によって社会的費用や社会的便益は私的費用や私的收益に転化されることになるから、形式的に合理的な行動は社会的費用や社会的便益といった市場外の現象を体系的に無視しているということにはならず、Kapp の主張はその意味で不正確であるということになるのであろう。しかし、Kapp はこのような修正されたパレート最適性の実現を目的とし、そのために形式的に合理的な行動を活用するといった方策によっては、社会的費用の除去、社会的便益の産出といった問題の真の解決は得られぬということ根拠に形式的合理性の原理を批判しているのであるという解釈も不可能なことではない。そして更に、パレート最適やバークソン最適を実現するための方策自体が、形式的合理性の原理に依拠しているということも主張しうるであろう。例えば一定の制約条件下で社会的厚生関数を極大化する如き条件を見出

(5) Kapp(Ⅱ) p. 206 邦訳 p. 119~120.

し、次にこのような条件の現実化を試みるといったアプローチ（例えば J.Tinbergen）は明らかに形式的合理性の原理に依拠しているといえるからである。このように形式的合理性の原理によっては、社会的効率の最適性を規定しえないという Kapp の主張に対しては種々の解釈が可能であるが、肝要なることは、実質的合理性の原理に依拠しつつ社会的効率の最適性をどのように規定するかということであろう。そして我々はこの点に関する Kapp の考え方を次の如く要約しようと考えている。即ち、E.S.M と現状との乖離を実物的に測定し、それを埋めるということを目的としながら、このような目的を最小の犠牲で、様々の方法を駆使して実現する場合に実質的合理性は貫徹されることになるが、このことは社会的効率の最適性を達成するための重要な一歩である、がそれである。(A)

(A) ここで社会的費用、社会的便益についての我々なりの規定を提示し、しかるのち厚生経済学の立場からする一つの方策をとりあげることによって本文の主張をより厳密に説明することにしよう。

(i) 社会的費用、社会的便益についての考察は既述の如く他の機会を待たざるをえないが、これらの概念は本文の中で既に使われているし以後も使われるのでここで社会的費用、社会的便益についての我々なりの規定を提示することにしよう。それらは次の如くである。即ち、社会的費用とは、何らかの主体の何らかの活動によって当該主体以外の第三者の被むる支払われざる費用のことであり、社会的便益とは何らかの主体の何らかの活動によって、当該主体以外の第三者が無償あるいは無償に近い形で享受する便益のことであり、がそれである。なお、これらの問題をめぐる考察は、適当な機会を待たざるをえない。

(ii) 以下ヘンダーソン・クォント「現代経済学」によりつつ厚生経済学の立場からする一つの方策（生産者間で発生する外部経済、外部不経済の処理をめぐると一つの方策）を提示しそれに対する我々の考え方を明らかにしよう。

① (i) 今企業 1, 2 があって各々の費用関数は次の如きものであるとしよう。

$$C_1 = 0.1 q_1^2 + 5 q_1 - 0.1 q_2^2$$

$$C_2 = 0.2 q_2^2 + 7 q_2 + 0.025 q_1^2$$

なお、 C_i は企業 i の総費用 q_i は企業 i の産出量を示している。

(ii) この様な費用関数から次の点が明らかになる。即ち、企業 1 は外部経済を経験しており、外部不経済の原因となっていること、企業 2 は外部不経済を経験しており、外部経済の原因となっていること（ $\because \partial C_1 / \partial q_2 = 0.2 q_2 < 0$ $\partial C_2 / \partial q_1 = 0.05 q_1 > 0$ ），がそれである。

(iii) 今市場価格を 15 ドルとして、各企業は price taker であるとしよう。このとき各企業

が私的限界費用=価格形成原理に従って利潤極大化行動をとるなら結果は次の様になる。

$$0.2 q_1^0 + 5 = 15 \quad q_1^0 = 50 \quad \pi_1^0 = 290$$

$$0.4 q_2^0 + 7 = 15 \quad q_2^0 = 20 \quad \pi_2^0 = 17.5$$

なお、 π_i^0 は企業 i の利潤、 q_i^0 は企業 i の産出量である。以下これらの数値の算出をめぐって次の点を注意しておこう。

(イ) (a) 各企業は外部経済、外部不経済の存在にも拘らず、利潤極大化に際してそれらを考慮していない。それ故に $C_1 = 0.1 q_1^2 + 5 q_1$, $C_2 = 0.2 q_2^2 + 7 q_2$ が各企業の費用関数として意識されている。(b), 私的限界費用=価格形成原理に従って企業は利潤の極大化を求めるが、その結果 $q_1^0 = 50$, $q_2^0 = 20$ という産出量が求められる。このとき企業の計算では利潤は企業 1 については $250 (15 \cdot 50 - 0.1 \cdot 50^2 - 5 \cdot 50)$, 企業 II については $80 (15 \cdot 20 - 0.2 \cdot 20^2 - 7 \cdot 20)$ ということになっているが、外部経済・不経済の存在の故に実際の利潤は企業 1 については $250 + 0.1 \cdot 20^2 = 290$, 企業 2 については $80 - 0.025 \cdot 50^2 = 17.5$ となっているのである。各企業は自らの費用関数を正確に把握していないから意図された極大利潤は実現せられていないということになる。

(ロ) ここでこの様なケースにおけるパレート最適とは何かを明らかにしておこう。この点をヘンダーソン・クォントは次の様に説明している。

生産に伴う経済的厚生は生産によって生み出された社会的利益とそのために必要である社会的費用の差額によって測ることが出来る。 $q_1 + q_2$ 単位の財から得られる社会的利益は総収入 $P(q_1 + q_2)$ (但し P は価格) つまり消費者がこのアウトプットに対してすすんで支払うという金額によって測定される。他方社会的費用 (上述した社会的費用とは異なることに注意されたい) は二つの企業が財を生産するとき支払う費用の合計、つまり $C_1(q_1, q_2) + C_2(q_1, q_2)$ によって測定される。それ故パレート最適を達成するには二つの企業の共同の利潤

$\pi = \pi_1 + \pi_2 = P(q_1 + q_2) - C_1(q_1, q_2) - C_2(q_1, q_2)$ を最大にしなければならない。二階の条件の成立を仮定するときそのための一階の条件は次の様になる。

$$\frac{\partial \pi_1}{\partial q_1} = P - \frac{\partial C_1}{\partial q_1} - \frac{\partial C_2}{\partial q_1} = 0$$

$$\frac{\partial \pi}{\partial q_2} = P - \frac{\partial C_1}{\partial q_2} - \frac{\partial C_2}{\partial q_2} = 0$$

いう迄もなく $\frac{\partial C_1}{\partial q_1}$, $\frac{\partial C_2}{\partial q_2}$ は私的限界費用であり $\frac{\partial C_1}{\partial q_1} + \frac{\partial C_2}{\partial q_1}$, $\frac{\partial C_1}{\partial q_2} + \frac{\partial C_2}{\partial q_2}$ は社会的限界費用であるから、パレート最適を達成するためには価格が社会的限界費用に等しく、かつ社会的限界費用が逓増的 でなければならない (二階の条件) ということになるのである (以上 cf. ヘンダーソン・クォント上掲書 p. 338~339)。

(ハ) ここで再び当初の例にもどり、その場合のパレート最適の条件を求めることにしよう。

まず二つの企業の共同利潤関数、 $\pi = 15(q_1 + q_2) - 0.125 q_1^2 - 5 q_1 - 0.1 q_2^2 - 7 q_2$ を求め次にこの関数の極大化の条件を求めるとそれは次の様になる。

$$\begin{aligned}\frac{\partial \pi}{\partial q_1} &= 15 - 0.25 q_1 - 5 = 0 \\ &\dots\dots(1) \\ \frac{\partial \pi}{\partial q_2} &= 15 - 0.2 q_2 - 7 = 0\end{aligned}$$

これが求めているパレート最適の条件であるが今の場合には二階の条件が満たされていることに注意しておく。又(1)式を解くと $q_1=40$, $q_2=40$, $\pi=360$ が求められる。

そこで企業1, 2の利潤極大化行動の結果とパレート最適のケースとを比較してみよう。このとき次の諸点が明らかになる。

㉑ パレート最適の場合の総利潤は企業1, 2の最大化利潤の合計よりも大である。即ち, $290+17.5=307.5 < 360$ ということになる。

㉒ $q_1=40$, $q_2=40$ で, 価格が15ドルの場合, 企業1, 2の利潤は $\pi_1=400$, $\pi_2=-40$ となる(計算は省略する)。それ故総利潤360の再分配が行われなければ, 企業2は損失をこうむることになる。そこで57.5ドルを超え, 110ドル未満の任意の額を企業1から2に再配分することが必要となるが, これによって企業1, 2の利潤はともに利潤極大化行動の結果得られる利潤よりも増大することになるのである。

㉓ 企業1, 2の利潤極大化行動の結果が, パレート最適でないということは, この様な再分配によって企業1, 2の利潤を更に増大させることから明らかであるが, 企業1, 2の利潤を利潤極大化行動によって得られた水準に維持しつつ $360-307.5=52.5$ だけの余剰を引き出しうることを, そしてこの余剰を社会的に有効に活用しうることも明らかであろう。

(b) 生産における外部経済・不経済が存在するとき, 個々の企業の利潤極大化行動はパレート最適を成立させないということはこの様にして証明せられたわけであるが(但し, 共同利潤を極大化させることによってえられた余剰を再分配することで, パレート最適が成立することになるが, パレート基準を満たしながら行われる再分配の方法は, 無数に存在するから, 分配の公平についての価値基準が与えられぬかぎり, パレート最適点も無数に存在することに注意しておこう), それでは市場経済の論理を活用しつつ, あるいは, 形式的に合理的な行動を活用しつつ, パレート最適を成立させるためにはどの様にすればよいのかということが問題となってくる。そこで以下この点を考察することにしよう。

(4)㉑ 生産物単位あたりの租税率を t , 補助金率を s とする。そして外部不経済の原因となっている企業1に t を課し, 外部経済の原因となっている企業2に s を与えることにしよう。このとき企業1, 2の費用関数は次の様になる。

$$\begin{aligned}C_1 &= 0.1 q_1^2 + 5 q_1 + t q_1 \\ C_2 &= 0.2 q_2^2 + 7 q_2 - s q_2\end{aligned}$$

こうした上で企業1, 2に利潤極大化行動をとらせることにすれば, 利潤極大化の条件は次の様になる。

$$\begin{aligned}0.2 q_1 + 5 + t &= 15 \\ &\dots\dots(1) \\ 0.4 q_2 + 7 - s &= 15\end{aligned}$$

なお, 租税及び補助金の導入後も, 企業1, 2は, 従来同様, 利潤極大化行動, 従って又形式的に合理的な行動をとることが, 市場経済の論理の活用を意味していることに

注意されたい。

⑥ ここで (1) 式に $q_1=40$, $q_2=40$ (これらは共同利潤の極大化を成立させる如き値であった) を代入して, t , s を求めると, $t=2$, $s=8$ がえられる。そこで $t=2$, $s=8$ を生産物単位当たりの租税, 補助金とし, 企業 1, 2 に利潤極大化行動をとらしめるならば $q_1=40$ $q_2=40$ が産出されるということになるのである。

⑦ この場合企業 1, 2 の利潤がどの様になるかを明らかにしてみよう。企業 1 は $15 - q_1 - 0.1 q_1^2 - 5 q_1 - 2 q_1$ を極大化しようとするから, $15 - 0.2 q_1 - 5 - 2 = 0$ から $q_1=40$ となり, π_1 は $15 \cdot 40 - 0.140^2 - 5 \cdot 40 - 2 \cdot 40 + 0.140^2 = 320$ となる。企業 2 についても同様に計算すれば $q_2=40$ で $\pi_2=280$ となる (320 という値は共同利潤を極大化した場合の利潤 400 から, 租税 $2 \cdot 40 = 80$ を引いたものであり, 280 という値も, 同じ様に -40 に補助金 $8 \cdot 40$ を加えたものである)。

⑧ この様な租税, 補助金政策を行わぬ場合の企業 1, 2 の利潤は, 企業 1 が 290, 企業 2 が 17.5 であったから, 企業 1, 2 をこの様な状態にとどめることにしよう。そしてそのためには $320 - 290 = 30$ (企業 1), $280 - 17.5 = 262.5$ (企業 2) を一括固定税として企業 1, 2 から徴収することが必要となる。又このとき政策当局が徴収した純税収額は $30 + 262.5 + 2 \cdot 40 - 8 \cdot 40 = 52.5$ ということになる。(なお, ヘンダーソン・クォントはこの点を次の様に説明している。即ち一括固定税 L_1, L_2 を企業 1, 2 に課し, 各々の利潤が当初の水準に止る様にする, そしてそのためには, $\pi_1^0 = \pi_1^* - tq_1^* - L_1$, $\pi_2^0 = \pi_2^* + sq_2^* - L_2$ が成立する様に L_1, L_2 を定めればよい。(但し $\pi_1^0 = 290$ $\pi_1^* = 400$, $tq_1^* = 2 \cdot 40$, $\pi_2^0 = 17.5$, $\pi_2^* = 40$, $sq_2^* = 8 \cdot 40$ である), このとき, 政策当局の純税収額は $tq_1^* - sq_2^* + L_1 + L_2 = 80 - 320 + 30 + 262.5 = 52.5$ となる, がそれである。) そしてこの様な純税収額は社会的配当金として Social Welfare を高めるために活用しようということになるのである, (以上①は, cf. ヘンダーソン・クォント「現代経済学」(小宮, 兼光訳) p. 337~343)

⑨ 以上我々は, 生産者間に, 金銭的な外部効果が存在する場合, 厚生経済学がどの様な手法によってパレート最適, あるいは共同利潤の極大化を導くかを明らかにしてきたが, ここでこの様な考え方の特徴を摘出しつつ, Kapp の考え方との違いを明らかにしよう。

(イ) 厚生経済学のこの様な考え方は, パレート最適あるいは共同利潤の極大化を目的として提示し, その様な目的を外部経済 (我々の規定に照らせばそれは社会的便益である), 外部不経済 (同様にそれは社会的費用である) を一種の租税・補助金政策によって私的収益, 私的費用に転化させ, 更に一括固定税を課するという手法によって達成しようとするものである。

(ロ) それ故に, 市場経済の論理従って形式的合理性の原理は多少の修正を受けてはいるが, 基本的には貫徹されているということに注意しなければならない。何故なら企業は市場価格, 生産物単位当たりの租税, 補助金を所与として受けとり, そのもとで利潤極大化行動をとるわけであるから, 租税, 補助金は価格に準ずる役割を演じることになり, これらの導入によって市場経済の論理, 従って又形式的合理性の原理が根本から崩れるということはありません, むしろそれらが巧みに活用されていると考えることが出来るからであ

る。

(イ) 一括固定税に関してもその課し方次第では、市場経済の論理、従って又形式的合理性の原理と矛盾することはないと結論しうるが、ここには次の様な問題があることに注意する必要がある。即ち、企業1, 2は一括固定税を徴収されることによって租税, 補助金政策の導入後も導入以前と同じ水準の利潤に甘んじるべきであるとされているが、この場合は企業は上述の如き利潤極大化行動をとるであろうか、がそれである。何故なら企業には利潤極大化行動をとることによって得られた利潤から、この様なやり方で一括固定税がさしひかれることは事前に分っているからである。つまり努力して利潤極大化を達成しても一括固定税の徴収によって利潤が租税, 補助金政策の導入以前と同じ水準にとどまるのであれば、企業にとっては利潤極大化行動をとる十分な動機が存在しないと思われるから、この場合には市場経済の論理、従って又形式的合理性の原理の活用は挫折せざるをえぬであろう。

(ニ) けれどもヘバダーソン・クォントの説明を(イ)の如く解釈する必要は少しも存在しないことには注意する必要がある。何故なら、企業の利潤を一括固定税を徴収して仮りに原状のままにとどめるならば、一定の社会的配当金が発生するということを示すことによって、原状がパレート非最適であるということを示しているだけであるという解釈も可能であるからである。そして更に一括固定税を実際に課する場合でも、租税, 補助金導入後の利潤を導入以前とくらべてどの様にするかということには多様な選択の余地が残されており、その様なものの中には企業に利潤極大化行動をとらしめうる如きもの、それ故に市場の論理、従って又形式的合理性の原理を活用しうる如きものが含まれていることにも注意する必要がある。例えば徴収した租税と支払った補助金の差額 ($tq_1^* - sq_2^*$) はさきの事例では $2.40 - 8.40 = -240$ であるから、この限りでは財政面に赤字が発生していることになる。それ故にこの様な赤字を補填するだけの一括固定税を企業1, 2から適当に徴収するだけにとどめる、つまり純税収額をゼロにする ($tq_1^* - sq_2^* + L_1 + L_2 = 0$) という基準を採用するならば、企業1, 2の利潤を現状より増加させることは可能であるし、利潤極大化行動によってこの様な利潤は極大に達するわけであるから、企業の利潤極大化行動への動機が曖昧になることはありえぬであろう（この場合には、さきの社会的配当金を企業の利潤極大化行動によって極大化した上で、それをすべて企業1, 2に何らかの比率で配分するということになるのである）。そしてこの様に考えてくると、一括固定税の導入によっても市場経済の論理、従って又形式的合理性の原理の活用には何らの障害も生じないということが、明らかになる。

(ホ) ところで以上の説明のかぎりでは、形式的合理性の原理は企業の行動面においてのみ貫徹されているということになるが、同じ原理は政策当局の行動において貫徹されていることをここで注意しておきたい。何故ならば、共同利潤の極大化(360)を達成しようという目的を実現するに際しての政策当局の行動の合理性も又形式的な合理性といいうるからである。

(ハ) 既述の様に、厚生経済学のこの様な考え方によっては、政策目的はどこまでもパレート最適あるいは共同利潤の極大化を達成するということであるが、このことと社会的

費用の除去, 社会的便益の産出という Kapp の問題とはどの様に関連しているのでしょうか。その答えは次の如くである。即ち, 租税, 補助金を導入しパレート最適を成立させた場合には, 原状とくらべて外部不経済の原因となっている企業 1 の産出量は減少し ($50 - 40 = 10$ だけ減少), 外部経済の原因となっている企業 2 の産出量は増加している ($40 - 20 = 20$ だけ増加) が, このことは社会的費用の除去, 社会的便益の産出を促進させている, がそれである。けれども直ちに気付くことはこの様な方策によっては, 社会的費用の除去, 社会的便益の産出という問題には真の解決は与えられぬであろうということである。何故なら, 厚生経済学のこの様な考え方にあっては, 目的は社会的費用の除去, 社会的便益の産出ということではなく, あくまでもパレート最適あるいは共同利潤の極大化の達成という様に考えられているからである (なおこの点は, 厚生経済学一般に対しても妥当するであろう)。換言すればこの場合の厚生経済学の問題の立て方は生産に伴う金銭的外部効果が存在するときには企業による通常の利潤極大化行動はパレート最適あるいは, 共同利潤の極大化を達成しえぬから, どの様にすればよいかということであって, Kapp の如くエッセンシャルな人間の必要を充足するために社会的費用を除去し, 社会的便益を産出する必要があるということとは異っていることに注意しなければならない。そこで以下この点をもう少し説明しておこう。

(1) 厚生経済学のこの様な考え方にあっては, 社会的費用や社会的便益は所謂金銭的外部効果としてとらえられており, 従って, それらは費用関数の中に現われてくることになる。けれどもこの限りでは外部経済, 外部不経済が何故に発生するのかは何等明らかにされているとはいえずであろう。そこで今社会的費用, 従って外部不経済についてその発生原因を考えてみるとその最たるものは企業が goods の外に bads をも結合生産しているという事実であり, 更にはそのことをもたらしめている現状の技術ということになるであろう。従って社会的費用の除去ということを考えるに際してはこの様な技術をどの様にして改変するかという点にまずもって焦点をしばられねばならぬと思われるのである。しかるに厚生経済学のこの様な考え方は, 技術を所与とした上で, パレート最適あるいは共同利潤の極大化の達成を目的としているに過ぎぬということになる。確かに企業 1 の産出量は減少し, 企業 2 の産出量は上昇したから, この限りで社会費用の除去, 社会的便益の産出は促進されてはいるが, 技術の状態は不変であるし, 企業 1 はこの様な技術によって依然として一定量の bads を goods とともに, 結合生産しているという事実には, 変化は生じていないということになるのである。そして更に厚生経済学のこの様な手法によっては技術改善への誘因は何ら与えられていないということにも注意しなければならぬであろう。何故ならば, パレート基準に依拠しながら, 事態の解決が企てられているわけであるから, 外部不経済の原因となっている企業 1 の利潤を当初より減少させるということはそもそも不可能であり企業 1 には現状の技術を改善する必要は少しも生じていないということになるからである。従って, 厚生経済学のこの様な手法によって, パレート最適の達成と, 社会的費用の除去という目的が, 同時に解決せられたといいうるためには, 依然として企業 1 によって goods とともに結合生産されている bads がその減少の故にもはや, 人間にいかなる有害な影響も与えないということが証明せられねばならないが, このためには結

局 E.S.M という様な基準の活用が不可欠のこととなるであろう。

(4) この様な次第で我々はパレート最適の実現ということと社会的費用の除去, 社会的便益の産出ということとは, 分離可能であり, 又分離しなければならぬと考えている, つまり社会的費用の除去, 社会的便益の産出という目的自体を, パレート最適の実現に従属させるのではなく, それと切り離して提示しなければならぬと考えているのである。Kapp は要するに E.S.M を活用して現状との乖離を実物的に確認する, つまり除去すべき bads, 産出すべき goods を実物的に確認した上で, この様な bads の除去, goods の産出を与えられた資源の範囲内で, 様々の方法を駆使して, 出来るかぎり最小の犠牲で実現することによって, 社会的費用の除去, 社会的便益の産出という目的も達成しようという様に考えているが, (この点は他の機会に改めて問題としなければならない), 我々も又 Kapp とともに, この様な実質的合理性の貫徹という考え方が根本になければならぬと考えているのである。

(i) そこで除去すべき bads, 産出すべき goods を E.S.M を活用して実物的に確認しようとして, この様な bads の除去, goods の産出を実現するために, 市場経済の論理従って又形式的合理性の原理を活用する余地はないかという問題をとくに bads の除去を念頭におきつつとりあげることにするが, この点に関する我々の考え方は次の如くである。即ち, ある種の租税, 補助金政策を技術の改善への誘因を与える様な形で活用しようということ, 従って実質的合理性の貫徹は, 形式的合理性の原理の活用によっても, 果しようということ, しかしこの様な方策は唯一のものではなく(それ以外に種々の直接統制という方策が考えられる), 又限界がある(とくに租税に関しては価格転嫁の故に)ということ, がそれである。つまり, 我々は例えば bads を結合生産している様な企業には可能なる場合には bads 一単位に対して, あるいは goods 一単位に対して租税を課すという様な方法を採用し, このことによって, この様な政策を導入する以前の利潤よりも企業の利潤を低下させながら(ここではパレート基準が放棄されているわけである)企業の利潤追求意欲を逆用することによって, 技術改善への誘因を与えるという様なことは考慮に値するであろうと考えているわけである。又補助金政策についても技術の改善を導く如きものが考えられるであろう。

③ Kapp は形式的合理性の原理は実質的合理性の原理と根本的に矛盾し, 対立してくると述べているが, 既述した如く我々はこの主張から形式的合理性あるいは形式的に合理的な行動の全面的否定を演繹することは行き過ぎであると考えている。Kapp の主張の真意は実質的合理性の原理を根本に捉え, そこから形式的合理性の原理を規制するあるいはそれに修正を迫るということであろう。それ故に Kapp は規制せられあるいは修正せられた形式的合理性の原理の有効性を, 換言すれば市場の論理の合理的活用ということを否定することはないと思われるのである。

④ 外部効果を導入した厚生経済学の考え方は, 社会的便益や社会的費用と

いう現象を何んらかの工夫によって私的収益や私的費用に転化させる、つまり内部化することによって経済主体の形式的に合理的な行動を媒介して修正されたパレート最適の実現従って又社会的便益の産出、社会的費用の除去を実現しようとするものと考えられる ((A) で説明したケースは一つの例証である。) けれども修正されたパレート最適を効率的資源配分の基準とし、更にはその実現を志向するという厚生経済学の考え方と、何んらかの工夫 (一種の租税・補助金政策つまり租税・補助金、一括固定税の活用の如き) によって社会的費用、社会的便益を私的費用や私的収益に転化し、形式的に合理的な行動をてこに、社会的費用の除去、社会的便益の産出を実現しようという考え方とは分離可能であるといえるであろう。換言すれば我々は個人の効用に基づいてパレート最適を規定する厚生経済学の方法に対しては、基礎となる効用理論への疑問の故に批判的にならざるをえないし、(A) におけるようなパレート基準に依拠しつつ租税・補助金政策によってパレート最適を達成するという方法に対しても、それが社会的費用の除去、社会的便益の産出という目的をパレート最適の実現に従属させていることから疑問を抱かざるをえないが故に、上述の如く二つの考え方を分離し後者の考え方をのみ生かすことが、有効であると考えているのである。もとより除去せらるべき社会的費用と産出せらるべき社会的便益の種類と数量を確認した上で、一種の租税・補助金政策によって、社会的費用や社会的便益を私的費用か私的収益に転化させつつ、形式的に合理的な行動をてこに社会的費用の除去、社会的便益の産出を企てるという方策は、唯一のものではなく、限界もあるけれども (社会的費用に関しては価格転稼等を考えるときそのようにいえるし、社会的便益については、その多くが公共当局によっても産出せられることを注意しなければならない) そのような方策にあっては、経済主体の形式的に合理的な行動が実質的合理性の原理によって規制せられつつ有効に活用せられることの故に、Kapp の考え方と矛盾するものではないといえるであろう。(B)

(B) 以下論文(II)から若干の引用を追加しておくが、それらは既出の論点の再述であることを述べておこう。

① 会計原計に則った数的な支出と収入の形式的な比較は、金銭的な純益の極大化を目

的としているが、このようなことは形式的に合理的な行動の原型である⁽⁶⁾。

② 社会的評価の基準は形式的合理性の原理によって与えられるのではなく利用できる資源の範囲内で可能なかぎり最小の費用で不可欠な人間の必要 (essential human needs) の十分なる充足水準を維持するという原理に基づかねばならない⁽⁷⁾。

③ 社会的便益や社会的費用の認識は、その客観性を次のことから引き出す。即ち、ある集団の人々がどの程度十分に財や用役を提供せられているか、あるいは提供せられうるか、更には不必要な損失から守られているかあるいは守られうるかを反映する実質的合理性を志向すること、がそれである⁽⁸⁾。

(V) ここでは実質的合理性と社会的費用社会的便益、更には E.S.M の関連について Kapp 論文(IV)、⑩(「社会経済学と社会的厚生の必要最低限」柴田、鈴木訳「環境破壊と社会的費用」所収)によりつつ若干の考察を追加することにした。

① 社会的費用を除去するためには一国の有限なる資源が拘束されるが、このような資源はもしそれが存在しなければ他の有用な用途に活用しえたはずのものである。社会的費用の除去は不可欠な人間の欲求 (essential human wants) であり、そのような現象を無視するかぎり実質的な意味における合理性を実現することは出来ない (ここでは実質的合理性の実現と社会的費用の除去とが関連づけられている、筆者)⁽⁹⁾。

② L.A.Chambers は、社会的便益の産出や社会的費用の除去のために「複合の科学技術」(technology of complexity) を発展させねばならぬと主張しているが、その Chambers は次のように述べている。即ち、ドル以外に受け入れられる価値指標がなく、商業上の交換単位による以外に諸費用を表現するための受け入れられる指標がないという注目すべき事実⁽¹⁰⁾に社会的費用の問題はかかわっている、がそれである (実質的合理性の実現には社会的便益の産出、社会的費用の除去が不可欠であるが、ここでは社会的便益や社会的費用は市場価

(6) Kapp(II) p. 194 邦訳 p. 103~104.

(7) Kapp(II) p. 201 邦訳 p. 112~113.

(8) Kapp(II) p. 193 邦訳 p. 100~102.

(9) Kapp(IV) p. 341 邦訳 p. 147~148.

(10) Kapp(IV) p. 343 邦訳 p. 151~152, L.A. Chambers, Risks versus costs in Environmental Health, H.Wolozin (ed.) The Economics of Air Pollution, New York 1966. p. 51~60.

格によって適確に把握できぬということ、従ってそれらの測定という問題が生じてくるということが示唆されている。なおこの点は E.S.M の活用と関連するところであると考えられる。筆者)

③ 社会には高度に組織化されはつきりと発言できる諸集団が存在しているが、それらは様々の行政上、立法上の意志決定機関に容易に接近しうるのみでなく、それらに影響を与えうるという点でも、戦略上有利な立場に立っている。それ故にそれらは自らの利益を擁護するために（社会的費用を除去するための、筆者）効果的な規制活動に反対しがちである。このような次第で実質的合理性の実現が困難である原因は社会における勢力（power）の分配が不均衡であるということに求められる。伝統的経済学はこのような勢力の分配を与件として扱うことによって無視してきたのであるが、このことは現実の勢力の不公平なる分配を暗黙の内に認めることにつながるし、更には社会的費用の評価を歪めることにもつながるであろう⁽¹¹⁾（実質的合理性の実現には社会的費用の除去が不可欠であるが、社会的勢力の不均衡なる分配がその障害になっていることを Kapp はここで鋭く指摘している、筆者）。

④ 社会的費用や社会的便益は経済的合理性の伝統的な概念の限界を浮き立たせている。そして社会的費用の発生や社会的便益の欠乏は次のような結論を立証している。即ち、営利企業や産業、更には経済システムのような下位組織（sub-organization）の形式的合理性は、それらを部分として含んだ社会システムの全体的な不合理性（overall irrationality）と一致するということが、それである。社会的合理性の概念は諸要求（requirements）とそれらの充足の現実的な水準を考慮した実質的な概念でなければならない⁽¹²⁾（Kapp には既述したように各種のサブ・システム—経済システム・政治システム等々、更には自然系あるいは生態系、そして例えば経済システムのサブ・システムとしての営利企業や産業等々の相互限定関連としての全体システム（entire system）という概念があるが、ここではこのような各種のサブ・システムのレベルでの形式的合理性と全体システムのレベルでの合理性—それは実質的合理性であるが—とが矛

(11) Kapp(IV) p. 345, 邦訳 p. 155~156.

(12) Kapp(IV) p. 346 邦訳 p. 157.

盾対立することが述べられているのである。そして実質的合理性とは、社会的合理性、つまり全体システムのレベルでの合理性であることが明言されている、(筆者)。

⑤ 経済計画の立案や資源配分にかかわる政策を策定するためには実質的で操作可能な基準が必要である。このような基準を作成することは困難な課題ではあるが、それはその実際の意義 (practical significance) の大きさから、社会科学者の避けて通れぬ問題であるといえよう。伝統的経済学は合理的行動の形式的構造だけを研究し、合理性や最適性の形式的基準を定式化することにかかわってきたが、このようなやり方では経済システムを機能させる実質的で操作可能な基準を作り上げることは出来ないであろう。実質的合理性の基準は人間の行動やその不可欠な欲求に関する実質的な理論からしか作り出すことは出来ない。このような理論はとりわけ社会の全構成員、つまり人類に E.S.M を維持できぬ場合に、どのような個人的、社会的帰結がもたらされるかを分析することから始めねばならない。E.S.M を充足するためには、いう迄もなく様々な人的、物的な資源が投入されねばならないが、このような投入は費用であって、今これを人間の生活に必要な最低限の費用と名付けることにしよう (それは F.ペルーにおける *cout de l'homme*, 一人間のための費用⁽¹³⁾、及びかつてヴェブレンが「人的資源及び必要な消費によって計算する」総生産の真の費用と呼んだものと類似せるものである)。このとき次のようにいえる。即ち、このような最低限の費用を一定期間社会が負担せぬ場合には人間の肉体的精神的な健康がそこなわれ、更には生命をすら失うといった事態さえ出現すること、がそれである。従って E.S.M という基準を作成すること、更には人間の生活に必要な最低限の費用を測定することは、実質的な社会的厚生を実現するための諸条件の大部分を客観的に規定することに通じるであろう⁽¹⁴⁾ (ここにははっきりと実質的合理性と E.S.M との関連が、述べられている。又、E.S.M を媒介して導出せられた政策目的を E.S.M を達成することとして、そのために投入

(13) F.Perroux, *Feindliche Koexistenz*, Stuttgart E.K. Schwab, 1961, S. 553, T. Veblen, *The Vested Interests and the Common Man*, New York, The Viking Press, 1919, p. 63, Kapp⁽¹⁾ p. 179.

(14) Kapp⁽¹⁾ 邦訳 p. 174~176.

せられる人的、物的資源が人間の生活に必要な最低限の費用 (côut de l'homme) としてとらえられている点も興味深いところである。つまり E.S.M を作成し、それに照らして産出すべき goods, 除去すべき bads の種類と数量を確認し、更には人間の生活に必要な最低限の費用を経済原則に則りつつ出来るかぎり低下せしめつつ、このようにして確認された goods の産出, bads の除去を志向するところに、Kapp のいう実質的合理性の実現が典型的に見出されるということになるであろう。しかしこのかぎりではもう一つの重要な範疇である社会的便益, 社会的費用との関連が、いまだ明らかにされたとはいえない、筆者)。

3. 以上で実質的合理性と E.S.M の関連をめぐる考察を終るが、最後に **VIII**, の考察の要点を整理することにしよう。

(i) 形式的合理性あるいは形式的に合理的な行動の特徴は、次の如くである。

① 形式的に合理的な行動は何らかの数量 (但し効用を例外として、すべて市場価格, 税率等の市場価格に準ずる基準によって測定された貨幣表示の集計量やそのような集計量の成長率等, 更には, そのような集計量のベクトルと考えてよいであろう) の意図された値 (その極大化・極小化あるいは定められた値) を何らかの制約条件下で実現することをその目的としている。

② このような目的が実現せられた場合には、形式的合理性が貫徹している⁽¹⁵⁾ということになる。

③ 新古典派経済理論における家計の効用極大化行動や利潤極大化行動は形式的に合理的な行動の典型的事例であるが、実在せる営利企業の利潤や売上高の極大化, 更には正常利潤の実現等を目的とする行動や定められた GNP の成長率を達成しようとする政策当局の行動等もその事例と考えるであろう。

④ 消費あるいは生産せられる財・用役の種類や数量の選択は、このような集計量の意図された値を実現するという目的に従属しているから、その意味でこのような目的は実質性 (あるいは実体性) を欠き、形式的であるといわれている。

(15) 我々が形式的合理性を単に効用や利潤の極大化行動における合理性に限定していないことに注意されたい。

⑤ M. ウェーバーは量的計算や数値による勘定（但し上述した貨幣表示の集計に関する勘定のことである）を形式的と呼んでいるが、このような行動は M. ウェーバーの意味でも形式的である。

(ii) 実質的合理性あるいは実質的に合理的な行動の特徴は次の如くである。

① 実質的に合理的な行動にあっては行動の目標が次の意味で具体的に限定されている。即ち、産出せらるべき goods, 除去せられるべき bads の種類と数量が不可欠なる人間の必要 (essential human needs) を充足するという観点から実物的に限定せられ、その実現が目的とされている、がそれである。そしてその意味でこのような目的は実質的 (substantive) であるあるいは実体 (substance) を備えているとされている。

② このような目的が最小の犠牲（あるいはコスト）で達成される場合に実質的合理性が貫徹されることになる。より正確に言えば、この場合には人間の生活に必要な最小限の費用 (cout de l'homme) が極小化されることになる。

③ エssenシャルな人間の必要を充足するために産出すべき goods, 除去すべき bads の種類と数量を確認するに際して E.S.M が媒介せられる。つまりこのような確認は E.S.M と現状との乖離を実物的に測定するという形で行われる。従って E.S.M の活用と実質的合理性の追求とは不可分の関係にあるわけである。

(iii) 実質的合理性あるいは実質的に合理的な行動と形式的合理性あるいは形式的に合理的な行動の関連については次の如く考えられるであろう。即ち、前者の重視は、後者の全面的な否定を意味していない、前者の重視ということは実質的合理性を根本に捉えて、そのような立場から後者を規制し、かえって後者を実質的合理性の実現のための手段として活用するということと矛盾することではないがそれである。

結 び

以上で我々はまず E.S.M (VII) について考察し、しかるのち E.S.M が K-app の経済学的思考においてどのような意義を持ち、どのような役割を演じているかを E.S.M と実質的合理性の関連という視角から考察してきたが、この

ような考察からは次の如き結論が導出せられるであろう。即ち Kapp の経済学的思考を嚮導する思想的立場は Rational Humanism であるが、それは実質的合理性の追求を重視するという属性を持っている、そして Kapp にあっては実質的合理性の追求は E.S.M と現状との乖離を実物的に測定しそれを埋めるということを目的としながら、そのような目的を与えられた資源の範囲内で最小の犠牲で様々な方法を駆使して実現するという形で行われるというように考えられる、かくて Rational Humanism という理念を実現する上で、E.S.M を活用しつつ、一種の実物的アプローチを採用することが不可避となるが、これが Kapp の経済学的思考における E.S.M の意義、役割ということになる、がそれである。けれどもこのような結論の外に我々は Kapp が実質的合理性を実現するためには、社会的費用の除去、社会的便益の産出が不可避となるということをも主張していることを明らかにしてきた。従って我々はここで次のような問題に直面することになる。即ち、社会的費用、社会的便益とは何か、除去せらるべき社会的費用の確認と除去、産出せらるべき社会的便益の確認と産出といったことと E.S.M の活用、実質的合理性の追求とはどのように関連しているのか、がそれである。なお考察の順序からいうと我々は引き続きこのような問題と取り組まねばならぬということになるが、Ins. Ecs. のきわだった主要特徴として提示した一種のシステム論的接近、累積的循環的因果関係の原理の重視といったものをさきに考察することが肝要であると思われるので、この問題はやはり Ins. Ecs. の特徴として提示した“社会的費用や社会的便益といった現象への関心”ということとからませつつ適当な機会に取り上げる予定であることを述べておきたい。

訂正のための付記

ここで「経済・社会政策と制度派経済学(1)」における次の様な誤りを訂正することを許されたい。即ち、policy objectives としての動態的均衡とは…Kapp が dynamic state of economic, social, ecological balance の維持と名付けている目標を考慮しつつ規定せらるべきものと思われる (p. 43) という記述における dynamic state of economic, social, ecological balance は dynamic states of ecological and economic balance に訂正せられねばならない、がそれである。なお同じ誤りは p. 51, 52, 59 にも見出される。ところでこの様な誤りは筆者のうかつな思い込みによるものであるが、Kapp の原文 (Kapp©p.

100) を読み返していたときに発見されたのである。従ってこの様な訂正によって本文の説明に影響が生じるかどうかということが問題となるがこの点に関する筆者の考えは次の如くである。

(1) 仮りにこの様な誤りを犯していなければ、筆者は *dynamic states of ecological and economic balance* の維持という目標を、開かれたサブ・システムとしての自然系あるいは生態系と経済システムとの間に動態的なバランスを維持していくことという様に説明したであろう。

(2) しかるに *dynamic state of economic, social, ecological balance* の維持という様に思い違えたが故に、つまり *social* という一語を意識したが故に、この目標を、開かれたサブ・システムとしての自然系あるいは生態系と残余のサブ・システムとくに経済システムとの間に動態的なバランスを維持するということである (p. 51) という様に説明したわけである。

(3) 換言すれば筆者は、自然系あるいは生態系と経済システムとの間での動態的バランスの維持のみでなく、自然系あるいは生態系と経済システム以外の残余のサブ・システム例えば政治システムとの間での動態的バランスの維持ということをも考えていたということになる。そしてこの際筆者の念頭にあった事例は若干の国家群による核実験であった。

(4) ところで、この様な核実験は政治システムの内部での出来事と考えられるが、それが自然系あるいは生態系に悪しき影響を与えることはいふ迄もなく、この様な影響を排除すべく様々の運動が展開せられ、それが今度は政治システムに何らかの影響を与えるという様な事態の展開は容易に想像しうるであろう。つまりここには自然系あるいは生態系と政治システムとの相互限定的関連が見出されるわけである。

(5) この様に自然系あるいは生態系と経済システムとの間での動態的バランスの維持ということに加えて、自然系あるいは生態系と経済システム以外の残余のサブ・システム、例えば政治システムとの間での動態的バランスの維持ということも又、きわめて重要な目標と考えられるが故に、筆者の犯した誤りは結果的には Kapp の考えを更に展開する機縁になっていたということがいえるであろう。つまり、Kapp が *dynamic state of economic, social, ecological balance* という表現を用いたという記述は、明らかに誤りであり訂正しなければならないが、この様な表現を捨てる必要はないし、本文の説明についても全く修正の必要はないと筆者は考えているのである。

なおこの機会を利用して更に若干の説明限定を与えることにしよう。

(1) 個々の人間は様々のサブ・システムとかかわっているであろう。経済システム、政治システム、教育・研究システム、宗教システム、家族・親族システム等々の様々のサブ・システム、更には自然系あるいは生態系(自然環境)とかかわりを持たぬ人間は存在しないといえるであろう。従って上述の如き自然系あるいは生態系と政治システムとの相互限定的関連ということも、この様な個々の人間の行動を媒介して、理解せられねばならない。

(2) 上述せる自然系あるいは生態系と政治システムの相互限定的関連は単にこの様な二つのサブ・システムの間での相互限定的関連にとどまるものではない。それは残余のサブ・

システムをもまき込んであらゆるサブ・システムの間で錯綜する相互限定関連に展開する可能性をはらんでいる。そしてこの様な錯綜する相互限定関連を考えるに際しては、経済システムというものを残余のサブ・システムからの需要に応えるべく様々の goods とくに material goods を産出し供給するという機能を果しているという角度からとらえることが有意であろう（但し、経済システムだけがこの様な機能を果しているわけではないが）。例えば、若干の国家群による核実験が可能なるためには様々の goods とくに material goods が必要とされるがこの様な goods の多くは経済システムが提供するものといえるであろう。従って仮りに政治システムが変質した場合にはそれは経済システムに対しても何らかの変質を迫るということになるわけである。

(3) Kapp は policy objectives としての dynamic equilibrium というものに論及していたが、dynamic equilibrium というものを考えるに際して我々はあらゆるサブ・システムの間での動態的バランスの維持ということを見捨てることは出来ないと考えている。そして Kapp のいう dynamic state of ecological and economic balance の維持という目標も、この様ないわば全体的なバランスの維持という目標との関連において、追求せられねばならぬであろう。更に、バランス如何を判断するために、価値前提を明示化することが不可避となるし、E.S.M の活用ということも不可避となると考えうるであろう。

なお以上で、経済・社会政策と制度派経済学と題した一連の考察を終了し、引き続いて制度派経済学の残された諸特徴の考察に移ることにしたい。 (続 く)